

揺らぐ「民謡」概念

— フランス政府による全国民謡収集（一八五二—一八五七）に見る —

清水 祐美子

はじめに

十八世紀後半、スコットランドやドイツの影響を受けて、フランスでも民謡収集への関心が高まり始める。そしてその後の展開には、ヨーロッパの他のどの国にも存在しない、極めて特徴的な点がある。民謡収集が、国策として実施されたことである。一八五二年九月、大統領ルイ・ナポレオン（後の皇帝ナポレオン三世）の命令で始まったこの事業は、指揮を執った公教育大臣フォルトゥール（一八一—一五六）の名に因み、フォルトゥール調査と呼ばれる。

ルイ・ナポレオンの立てた計画は、全国各地で収集した民謡を公教育大臣付の委員会が審査して、『フランス民衆詩歌集成』と題す書物にまとめあげるといったものだった。この計画のためにフォルトゥールは、アカデミー・フランセーズに所属する研究者等、国内第一線の知識人の英知を結集して「フランスの言語・歴史・芸術委員会」を組織した。一方全国各地では、小規

模な村落にも調査が行き届くよう配慮しつつ、貴族、聖職者、司法関係者、医者等、地方在住の教養層や小学校教育、さらにその監督者である初等視学官他、数百名が組織的に動員された。貢献が認められた者に授与されるメダル等の一連の必要経費は、公教育省の予算から捻出される。^①このように政府の全面的な後援を得て始動したフォルトゥール調査は、一八五七年五月に、委員会の月例会で調査終了が決議されるまでの、足掛け五年に渡り続いた。^②莫大な歌が集まったため、編纂に二十年弱の時間を要し、『フランス民衆詩歌集成』が五百〜六百頁の二つ折版全六巻の形に完成して、国立図書館手稿部に収蔵されたのは、一八七六年のことである。^③ナポレオン三世の治世がといえてから、すでに六年が過ぎていた。

フォルトゥール調査の実施された一八五〇年代は、学問的水準を満たさない民謡収集しか行われなかった時代だと、長らく見なされてきた。例えば、フランス民族学の大家であるヴァン・ジュネツプの評では、フォルトゥール調査で歌を記録した者

の多くが素人であり、中には民謡風に創作した歌も混入していることから、調査の成果は全体的に真正さを欠き、過去の口承を知る上での資料として参照するにあたっては慎重であるべきだとして、これを推奨していない。⁴この論調を脱却した研究者が現れるのは、一九八〇年頃になってのことである。民族音楽学者らが、フォルトゥール調査は旋律の収集を奨励した初めての事例だと論じ、フランス民族音楽学の曙と位置づけたのである。フォルトゥール調査に関する主要な研究は、音楽学の分野で本格的に始まった。⁵

だがこうした研究はまだ、一面に光を当てたに過ぎない。筆者がフォルトゥール調査の史料を渉猟したところ、民族音楽学の原点という切り口だけでは、この調査で交わされた議論の全体像を理解することはできず、むしろそのインパクトを矮小化してしまうと考えるに至った。というのも、フォルトゥール調査で最大の争点となったのは、旋律に関係する事柄ではなく、民謡とはいかなる歌の謂いなのか、それを集めることの意義とは何か、といった根本的な問いだったからである。本稿では、民謡の定義をめぐる一連の議論を跡づけ、そこでの民謡観、あるいは民謡への関心のあり方の特徴について考察することを目的とする。

以下まずは、委員会の議事録を紐解き、そこで交わされた議論を追いながら、「民謡」の概念が大きな揺らぎを伴っていたことを確認する。そして委員会による「民謡」の定義を具体的に把握した上で、最後にその特徴について論じる。

一 「民謡」をめぐる解釈の揺れ

民謡収集を担当することになった「フランスの言語・歴史・芸術委員会」の文献学部門は、一八五二年十一月十五日に初会合を開いた。この会で主要な議題となったのは、目指すべき民謡集の方向性であった。委員達（いずれも匿名）からは、二つの提案が上がる。一つは、次の四巻構成とする案である。第一巻はジラルール・ド・ルシヨン（九世紀、パリ伯）の武勲詩、第二巻はトゥルバドル（南仏の吟遊詩人）とトゥルヴェール（北仏の吟遊詩人）の詩、第三巻は歴史語り歌と風刺詩、最後の第四巻は輪舞曲や物語詩、他。現代の我々の感覚ではおよそ民謡とは認識しがたい、中世の作品が並んでいる。だが、十九世紀文学の専門家であるベニシユーによれば、当時、民衆の歌と中世の歌を同一視する傾向は根強くあった。フランス国民の歌の原初の形態が、中世の歌の中に潜んでいると信じられていたためである。⁶そもそも委員の大半が、古代・中世の文学、哲学、歴史学を専門とする研究者であった。彼らは民謡収集以外にも、「クレティアン・ド・トロワ」（十二世紀、ブルターニュ地方の聖職者）作品集」「原典版トゥルバドル詩集新選」等、中世文学に関する案件を複数抱え、こうした分野の研究振興に尽力していた。つまりフォルトゥール調査は、中世研究を基調とする知的土壌で行われたのである。初会合の議論に戻ろう。前述の提案には、直ちに反論が出される。二つ目の案として別の委員が、

これまで知られてこなかった口承の収集にこそ重点を置くべきで、叙事詩等は別の企画で扱えばよいと主張したのである。^⑦ 中世文学か、口承か―「民謡」の比重はいずれにあるのか。初会合の場で結論は出ず、議論が続く。

三ヶ月後の一八五三年二月十四日の例会の議事録を見よう。この日の議題は「民謡集を歌だけで構成するのか、それとも歌われた詩や語られた詩も含むべきか」である。語られた詩とは、口承が絶えて写本の記述でのみ残る歌を指す。ある委員（氏名不詳）は、そのような詩も含めると何でも収録することになりかねず、民謡集という本来の性格を失ってしまうと危惧を述べた。これに対しては、大統領令に「歴史語り物を民謡集に入れる」と明記されているので、語られた詩も含むべきとの応答がある。それでもやはり、現在口承されている歌と記述で残っている詩とは区別して考えるべきだと一同は判断した。そして次のような編纂計画が提案される。「第一のカテゴリは、歌あるいは口承の語りで保存された詩を含む。これは世代間の伝承で伝えられているものである。第二のカテゴリは、写本と同様の性質を有す詩に割当てられる。民謡集の出版は第一のカテゴリの作品集から着手する。これらこそが最も分かりやすく、最も民衆的な性質をもたらすからである。」^⑧ こうして、写本として残る作品よりも、口承で守り継がれてきた詩歌を優先するというこの方針が、当座は承認された。

ところが同年四月十一日の例会で、中世研究と民謡収集との連

関を重視するル・クレール委員（古代ギリシア哲学の専門家）が反撃する。彼は、十二〜十三世紀に民衆の間で広く知られていたと類推される作品を列挙した。そして「今日ではこうした詩の大半が、写本の中でしか見つけることができない。そのため、写本に記された詩を等閑にしないことが重要」と主張したのである。具体的には第一に「民衆のために作られた韻文の説教」、第二に「伝説、あるいは聖人伝」がある。これは「文字を読めない者でも理解し、記憶に刻み込みやすいようにと、韻文に直されたものである。ワース（ノルマンディー公国の歴史である『ルー物語』の作者）は十二世紀中葉に、こうした意図からフランス語の韻文で聖ニコラの生涯の詩を制作した。この慣習は教世紀に渡って続いた」とル・クレールは説明する。そして第三に「民衆の教育のために作られた多数の民衆詩、（中略）ソロモンの知恵の書（旧約聖書）、教訓劇、格言を含む詩など」、第四に「様々な職業の格言」を挙げる。ル・クレールは「八音節からなる詩句が規則的な拍子を刻んでいる様子から、こうした類の歌が特定の旋律に乗せて歌われていたと考えることができる」と指摘する。続けて風刺（例えば「聖王ルイが、イギリス王ヘンリー三世と諸侯達との間を一二六四年に調停した際に作られた『イギリスに平和を』」^⑨ という「元来は歌われていたに違いない」作品）を挙げ、最後に「韻文の昔話」にも同様のことが当てはまると述べた。ル・クレールは「通信員（公教育大臣が任命した民謡調査員）には写本を調査するよう促し、韻文の説教、韻文の聖人伝、教訓劇、格言、公

的・私的な風刺、弁論、劇作品、昔話、レー〔中世の短い物語詩〕、フアブリオー〔十三〜十四世紀の韻文の笑い話〕、長大な語り物、叙事詩、そして寓話詩を送るよう勧めるべきだ」と結んだ。⁹⁾

この提案は議論的となったと議事録は伝える。だが応酬の様子は残念ながら詳らかでない。ただ、ル・クレールが列挙したジャンルの一部は却下され、一部は採用されたこと記されている。ル・クレールのように中世と民謡との連関を重視する立場からすると、叙事詩や中世の詩人達の作品を「民謡」とする提案は斥けられるも、中世の口承の痕跡と思われる写本の詩を「民謡」に含めることには成功したのである。

一連の論争の最終的な決着を検討するのは次節に譲り、ここでは一旦委員会の外に目を転じたい。委員会内での議論は、委員会の外での「民謡」の語感とは実に乖離していたのである。

民謡収集を命じる大統領令が出された三日後、官報『モントゥール』紙は「宗教歌、戦争歌、祭事歌、物語詩、歴史語り物、伝説、昔話、風刺」の収集への協力を募る。この効果には目覚ましいものがあつた。わずか数日のうちに、協力を約束する手紙や歌詞を書き付けた手紙が、大臣の元に続々と届いたのである。だがそれらは、委員達の期待を外れるものが少なくなかった。委員達の前提では「民謡」とは古くから伝わる歌を想定していたのに対し、時事的内容の自作歌や流行歌が届いたのである。ルイ・ナポレオンを讃え、愛国心を鼓舞する内容が大半だった。¹⁰⁾ 委員会はこうした報告に「全くもって取るに足りない」と

冷たい反応を示し、それ以上取り合わなかった。¹¹⁾ このように根本的な所で齟齬が起きた背景には、本稿で「民謡」と訳している語のニュアンスが影響している。原語では *chant populaire* (民衆の歌、の意) または *poésie populaire* (民衆の詩、の意) である。これらの語自体には古く伝統的な歌といった含意はないため、民衆の作った歌でありさえすれば、*chant/poésie populaire* には違いない。官報読者の一部は、記事の言う「民衆の歌」が、自分の身近にある流行歌や、民衆である自分の作った歌を指すと解釈した。委員会が自明と考えていた「民謡」＝古謡という図式は、一般の間では必ずしも通用しなかったのである。

chant/poésie populaire (民衆の詩歌) は、同時代の流行歌から中世の詩人の作品までをカバーしうる、非常に幅広い語義を包含していたことが分かった。語の揺らぎが誤解を生んでしまふならば委員会の意図が調査員に正確に伝わらない可能性がある。これを防ぐ為にも、緩い「民謡」概念に輪郭を与えることが委員達の喫緊の課題となった。

二 「民謡」概念の統一の試み―『手引』における民謡像

委員会は調査開始当初から議論を重ね、翌一八五三年秋、アンペール委員の筆で『フランスの民衆詩歌―フランスの言語・歴史・芸術委員会の手引書』という小冊子に指針をまとめた。これは全国に配布され、官報にも全文掲載された。¹²⁾ 本節では同書を検討し、曖昧な「民謡」という概念を委員達がいかに定義

したか、具体的に把握する。

『手引』は前後半に分かれる。前半は民謡の全般の特徴の説明に割かれている。まず、民謡とは作者不詳で自然発生的な歌、もしくは民衆向けに作られ民衆の間に定着した歌だと定義される。その上で、今回の調査で扱うのは、十九世紀以前に制作された歌に限るとしている。これにより、自作歌や流行歌を「民謡」と呼ぶ解釈は排される。また、中世の有名な武勲詩や吟遊詩人の作品に関しては、原則として扱わないことに決まった。こうした作品は技巧を駆使しており、民衆特有の簡素な詩ではないからだ」と『手引』は説明する。ただし武勲詩等が原初の状態のまままで新たに発見され、民衆を起源とすることが確証できる場合に限り、委員会はこれを歓迎する、とも記される。この例外規程は、前節で見た中世重視派の主張を部分的に容認したものである。論争は最終的に、両陣営の主張を折衷する形で落ち着いたのである。⁽¹³⁾

『手引』後半では民謡を十三のカテゴリに分類し、それぞれ歌詞（方言や地方言語の歌はフランス語訳）を引用しながら解説する。一番目から五番目のカテゴリまでは、信仰、道徳、歴史、物語と、民衆の思想に関係する内容が続く。六番目以降、民衆の生活に密接した内容に切り替わる（表参照）。順に一瞥していこう。

冒頭を飾る「一、宗教的な詩」では、古代ケルト文化を受け継ぐとされるブルターニュ地方のパルドン祭や、春の到来を祝う五月一日の祭と共に、カトリックの教義に必ずしも収まらない、民

分類名	解説の要旨	歌詞を引用された歌の数
I 宗教的な詩	-----	-----
I-1 祈祷	民衆向けの俗語での説教等	0
I-2 伝説、聖人伝、奇跡	聖母を主題とする歌等	2
I-3 聖歌	村の祭や巡礼等で収集できる歌	0
I-4 年間の様々な祭のための歌	クリスマス、公現祭、聖ヨハネの祝日、死者の日の歌等	2
II 異教起源の民衆詩	-----	-----
II-1. ドルイドの記憶	ブルターニュの歌には古代ケルト文化の断片が残っている	2
II-2. ゲルマンの記憶	ドイツに隣接する地方の歌には、北欧神話との類似点が見られる	1
III 教訓的・道徳的な詩	諺と同じ様に教訓を含む歌	2
IV. 歴史伝承詩	十字軍、百年戦争、宗教戦争等の史実を題材とする歌	7
V. 物語詩	物語の展開を語る目的の歌。ドイツ等のバラードやスペインのロマンセに該当	10
VI 生涯の様々な出来事と人生の様々な段階に関する詩歌。結婚、洗礼、初聖体拝領、出家、死、埋葬	結婚式の歌、葬送歌	3
VII 移動する職業に関する詩歌。兵士、船乗り、等	兵士の歌、船乗りの歌等	3
VIII 定住の職業に固有の歌。鍛冶屋、機織り工、仕立て屋、靴修理工、木靴職人、糸紡ぎ女工、指物工。同業組合の歌	地域特有の産業を調べれば、同業組合の守護聖人の歌等、固有の歌が見つかる」と提案	1
IX. 農村の様々な労働に関する歌。種まき、刈入れ、ワイン用のブドウの収穫、オリーブの収穫	エジプトの歌と類似した内容の歌が、コレスズ県で発見された事例を紹介	詩句の一部
X. 狩人、漁師、羊飼いの歌	羊飼いを題材とする田園詩の解説	0
XI 風刺歌	シャリヴァリの歌等	詩句の一部
XII 即興歌。発明、流行、公衆の想像力を刺激する大小の出来事に関して	18世紀に流行した操り人形についての歌の紹介	詩句の一部
XIII 酒の歌を含む戯れ歌	ロンド、乳母の歌、子守歌（酒の歌には言及なし）	4（うち2曲は詩句の一部）

衆特有の信仰が表れた歌を例示している。例えば、聖母マリア崇敬をテーマとした西部ペリゴール地方の中世の歌では、マリアがイエスの母として、息子である神を動かす様子が歌われる。

続く「二、異教起源の民衆詩」は、ケルトや北欧神話等、古代文化の痕跡をとどめる歌を取り上げる。例えば「聖マルグリット」というブルターニュ地方の歌は、昼間は娘の姿だが夜には白い雌鹿に変身するマルグリットが、鹿の姿の時に弟に仕留められ、領主の夕食に供されてしまうという筋書きで、この中にケルト特有の靈魂の輪廻転生の教義を読み取れると註釈されている。

「三、教訓的・道徳的な詩」では嘘や放蕩を戒める歌を引用し、これらが格言や諺と同じ役割を果たしたと説明される。フランスでは中世から十六世紀頃まで、民衆の知恵や道徳心を知る目的で俗語の諺が集成されてきたのだが、この項目の解説もそうした態度をとっている。

「四、歴史伝承詩」は次の「五、物語詩」と共に、突出して多くの歌詞が掲載され、最も力点の置かれた項目である。著者アンペールの解説を要約すると以下の通りとなる。歴史伝承詩とは、古代に始まり、ジャン王捕囚、百年戦争、三十年戦争等の史実を伝えたり、ダゴベール王、聖エロワ等の人物を称揚する詩で「時代の精神的・政治的状况」を活写している。我々のよく知るマルボロ卿の歌（歌詞は不掲載）は、「中世に遡る歌の断片であることが明白」で「封建的・騎士道的習俗の複数の特徴を示している」と。また十六世紀に起こった宗教戦争は、非

常に多くの民謡に痕跡を残している。プロテスタント勢力に包囲されたプロヴァンス地方カステラン市の抵抗を讃えた「爆竹の歌」は、「勇敢なるシュディット」と呼ばれる女性の武勲を語る。敵が爆竹を使って市門を壊そうとしている時、彼女は門の上から、タールを塗ったたらいに火を点けて投げつけた。これが敵の大將を直撃する（歌詞は引用されず、粗筋のみ記されている）。町の人々が祭などで練り歩く際、この歌を愛唱してきたということが興味深い、とアンペールは述べている。宗教戦争期の題材は他に、信仰上の迫害、ギーズ公、フランソワ一世捕囚（一五二五～六年、カール五世に破れマドリッドに幽閉）、メーヌ公、ピロン元帥（一五六二～一六〇二年、アンリ四世の家臣。陰謀の嫌疑をかけられ処刑）が例示される。同じピロン元帥を取り上げた歌でも、ヴォージュ地方ではピロンへの敵意が、ブルターニュ地方では好意が表れており対照的だと、アンペールは指摘する。最後に、以上のように史実に取材した歌だけでなく、昔の習俗のイメージを醸し出す歌も歴史伝承詩として紹介される。その例は「ボワージル氏」という歌である。宗教戦争末期、アンリ四世時代のこの歌は、アンペールによれば、自らの誇りにかけて剣を抜く準備が常にある貴族の姿を描いている。パリを追われた貴族ボワージルが平原を進むと、大部隊と遭遇する。その中に宿敵がいると気づいた従者は、剣を抜いて走るよう主人を促すが、ボワージルは拒む。二人の貴族は歩み寄り、まずは冷静に挨拶を交わす。

「十六番…ボワヰジル、覚えておるか？／お前が私にはたらいた辱めを／姫君の目の前で／ラ、ラ、ソ、ファ／三度私を否定したのだ／ラ、ソ、ファ、ミ

〔中略〕

十九番…こう言い終わるや／戦いが始まった／ボワヰジルは三十人殺した／ラ、ラ、ソ、ファ／だが彼の剣は的を外した／ラ、ソ、ファ、ミ

瀕死のボワヰジルは、従者に言づてを頼む。妻へは、おまえの夫はもう逝く、と。乳母へは、息子をよろしく頼む、と。そして次の一節で終わる。

「二十四番…そして息子には、いつの日かこの者達に復讐せよ、と／こう言い終わるや／ラ、ラ、ソ、ファ／ボワヰジルは息を引き取った！／ラ、ソ、ファ、ミ」

「五、物語詩」は、韻文の昔話と理解してよい。このジャンルの全般の特徴として、細部の省略、言葉の同形反復、三や七といった数の多用、金銀等金属的モチーフの多用を、アンペールは指摘している。これらは、後にリュティが理論化する昔話の様式理論と共通する要素であることが興味深い¹⁶⁾。例えば、作家メリメがオーヴェルニュ地方で採集した「デイオンと王の娘」という歌を見てもよい。貧しい騎士のデイオンを愛した姫君が、父王によって七年間塔に閉じ込められた後、デイオンの機転で脱出し、駆け落ちするという粗筋である。逃亡中のデイオンと姫君とのやりとりは、昔話特有の語法が如実に表れている。

「十五番…彼らは五／六里進んだ／一言も二言も口にせず／美女が彼にこう言った以外には／—ああデイオン、なんて私、おなががすいたのでしょう！

十六番…ああデイオン、なんて私、おなががすいたのでしょう！／自分の拳を食べちゃいたいわ！／—お食べなさいよ、恋人よ、あなたの拳を／もうパンは食べられないのだから！

十七番…彼らは六／七里進んだ／一言も二言も口にせず／美女が彼にこう言った以外には／—ああデイオン、なんて私、喉が渴いたのでしょう！

十八番…ああデイオン、なんて私、喉が渴いたのでしょう！／自分の血を飲んじやいたいわ！—お飲みなさいよ、恋人よ、あなたの血を／もう白ワインは飲めないのだから〔後略〕

ここまでのカテゴリーは詳細に解説され、歌の実例も充実している。歌詞を掲載せずにタイトルの言及にとどめる場合でも、出版物の典拠を示すなどして、読者への情報提供が怠らない。

「六、生涯の出来事」は結婚式の歌を主に取り上げる。西部ポワトゥー地方ニオール市近郊でブドウ収穫人から聞き取った「新婦の歌」は、新婦の友人達が結婚を祝して歌う。アンペールはこれを、隣のヴァンデ地方の「新婦の歌」と比較する。こちらは途中から問答形式になり長大だが、内容はほぼ同一であるということが読者の目にも明らかとなる。この他、葬送時に女性が即興歌を歌うコルシカの習慣が紹介され、「娘の死についての或る母親の弔歌」の一節が引用される。

「七、移動する職業の歌」の内の兵士の歌とは、兵士を題材とする歌ではなく、兵士自身が戦闘を称揚したり、戦意を高揚させるために歌う歌を指す。他にブルターニュ地方の漁師が歌う歌や、南西部ピレネー地方の川の船頭が歌う歌も掲載されている。

「八、定住的職業」は、職人の歌う歌である。ブルターニュ地方サン＝プリュー市近郊の歌「靴職人達」は、聖月曜日（月曜も休業して居酒屋で過ごすという労働者の慣習）を歌っている。フランス領フランドル地方の例では、特産品のレースを編む女工達が、レース工の守護聖人、聖アンヌの祭でパレードしながら歌う曲が挙げられる。

次の「九、農村の労働」以降のカテゴリは、例が格段と減少する。標題と解説の内容とが一致しないことも多い。例えば「九」は、標題からは農作業歌が容易に連想されるが、そうした歌は登場しない。代わりに、南仏の牛追いが歌う詩句が、古代ギリシアや古代エジプトの歌と共通点を持つと記される。少しでも農村に関係のある歌を、既存の民謡集から無理矢理選んだ感が否めない。続く「十、狩人、漁師、羊飼いの説明でも、狩人、漁師の姿はない。羊飼いの説明では、中世の田園詩というジャンルに登場するとの情報が与えられる。

「十一、風刺歌」は、シャリヴァリ（共同体の秩序を破った者への制裁として、大音量ではやし立てるなどする民衆の慣習）の歌を含むと説明されるが、この例は挙げられない。その代わりに、宮廷で作られて民衆にも浸透した風刺の一節が紹介される。

「十二、即興歌」は、上掲表に記した以外の情報がなく、解説としてはあまりに簡素である。「十三、戯れ歌」の標題に酒の歌とあるが、これも解説文では一言も登場しない。説明されるのは主にロンド等の舞曲である。ロンドは、アンペールによれば、中世の騎士道の痕跡の残るジャンルである。例えばオジエ・ル・ダノワというシャルルマーニュの寵臣を歌った「この城にいるのは誰？／オジエ／この城にいるのは誰？／麗しき騎士」という問答形式のリフレインが、有名な武勲詩の一部と関係すると記される。そして最後に、厳格な目的の民謡収集だからと言って、卑猥でふざけた内容の歌にも目をつぶることなく、ありのままを報告するようにとの注意をもって『手引』は締めくくられる。

『手引』の「民謡」定義は以上の通りである。ここから指摘できる特徴について、節を改めて考察しよう。

三 新たな関心の出現

『手引』の記述から、二点の特徴を指摘できる。一点目は、文献学的・歴史学的な関心の高さである。「四、歴史伝承詩」を筆頭に、至る所で、民謡の詩句は古代・中世の痕跡や武勲詩の断片を含むものとして解釈している。民謡の古層を重視するこうした態度には、公教育省がフォルトゥール調査以前より実施していた「フランス史に関する未刊行史料集成」事業との連続性が影響している。一八三四年、公教育大臣ギゾーの提唱で、散逸の恐れのある全ての古文書、碑文、口承を記した写本を活

字化し、後世に遺すという壮大な計画が開始された。ギゾーは、民謡をはじめ口承を集めることが、フランス文学史の欠落部分を補充する意義を持つと強調している。¹⁷ この意図に倣い、一八四五年にはサルヴァンデーイ大臣が「宗教的・歴史的詩歌委員会」を発足させて民謡に特化した収集計画を立ち上げる。七月王政が崩壊したため頓挫したが、フォルトゥールがこの計画を継ぐ。実際にも彼は、民謡収集の目的をルイ・ナポレオンに説明する報告文で、次のように述べている。フランスで代々受け継がれてきた「国語に取って代わられた、諸地方の固有語の詩歌」は、民衆の視点から祖国の歴史を語る貴重な証言であり、「国民史上の諸事件の痕跡」である。こうした民謡の伝統が消滅の危機にさらされている今、収集を急がねばならない。フランス人の文学は技巧に走る傾向があるために「偽りの洗練」に陥ってしまったが、民謡の「古きフランス精神の素朴な表現」が我々の新たな「美の規範」となる。民謡を収集することで、民衆の文学作品の「巨大な記念碑」を我々はフランス文学史上に築くことができる、と。フォルトゥール調査の源流はこの通り、史料収集にあった。

『手引』の二点目の特徴は、従前の民謡収集とは異なる分野の歌にも、収集対象を広げたことである。「六、生涯の出来事」以下のカテゴリーに着目すれば、ここでは解説も歌の引用も総じて貧弱であった。特に「九」以降は実例が乏しく、標題と解説とが時にちぐはぐであった。『手引』執筆を担当したアンペール

委員は、各カテゴリーの見本となる歌を求めて、既存の集成等の文献や、フォルトゥール大臣の元に集まった民謡報告を吟味した。だが適切な作品が未だ見当たらないジャンルがあるため、これを発見すべく総力を挙げて協力して欲しい、と会合の場で何度も呼びかけた。委員達も積極的に応えたが、彼らが持てる情報を総動員しても、調査員に見本として示すに値する歌の例を全カテゴリーで揃えるのは困難をきわめた。¹⁹ 民衆の日常の中で歌われ、生活の様子を垣間見させてくれる類の民謡は、フォルトゥール調査以前にはほとんど記録されてこなかったためである。委員達は先例に従うばかりでなく、従来は取組まれてこなかった、こうした新たな分野にも足を踏み入れた。フォルトゥール調査は歴史的な関心を基調としながらも、新たな民謡像の方向性もまた示唆していたのである。

むすびに

フォルトゥール調査を舞台に、「民謡」の語義の揺らぎ、ならびに委員会での定義を検討し、『手引』の示す民謡像の特徴について考察してきた。民謡とは何か、民謡収集の意味とは何かという問いを委員達が突き詰め、その解を『手引』に結晶させたことの意味は大きい。『手引』の実例が全て、既刊の民謡集や大臣宛の民謡報告から採られていることも含め、十九世紀前半の民謡収集の方法、関心のあり方、およびその成果が、ここに集大成されているからである。委員会での論争や『手引』を検討

してきた我々には、かつて非学問的と一蹴されてきた十九世紀前半の民謡収集にも、それなりのロジックが貫かれていたということが分かる。民衆の口承を忠実に記録することを至上命題とする民謡収集とは異なり、十九世紀前半における民謡収集は、民衆の歴史を証言する史料を保存する行為として行われたのであった。その際フォルトゥール調査では、史実を語る歌にとどまらず、民衆の生活に密着した歌の収集をも開拓した。詩句の内容だけでなく、民謡の歌われる場である民衆の生活やライフサイクルもまたそうした「史料」の一種だと、委員達は見なしたのである。

本稿の考察を受けた新たな課題は、次の通りである。第一に、本稿はフォルトゥール調査と前史との連関には着目したが、十九世紀後半以降の民謡収集との連関はどのようなものであるか。第二に、収集の現場では実際にどのようなようにして民謡が収集されたのか。委員会が『手引』として調査員に与えた方針は、いかに受け止められたのか。今後明らかにしていきたい。

註

- (1) 一八五二年九月十三日發布の大統領令(全六条)。J. B. DUVERGIER (ed.), *Collection complete des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du Conseil d'État*, t. 52, Année 1852, Directeur de l'administration, s. d.; reprint, Bad Feinbach, Schmidt Periodicals, 1995, pp.

655-656. 以下、断りのない限り仏文文献の出版地はパリである。

- (2) *Bulletin du Comité de la langue, de l'histoire, et des arts de la France*, t. 4: 1857, Imprimerie impériale, 1860, pp. 141, 164.
- (3) *Poésies populaires de la France*, Bibliothèque nationale de France, dép. manuscrit, fond français, nouvelle acquisition, n^{os} 3338-3343. 当初の計画と異なり、集成は刊行に至らなかった。
- (4) Arnold VAN GENNEP, *Le folklore français*, t. 4: Bibliographies, « Musique et chansons populaires », Robert Laffont, 1999, p. 610. 本書は *Manuel de folklore français contemporain* (Picard, 1937-1958) の改題・改訂版(全四巻)。こうした批判のルーツは、民謡の記述の真正さをめぐり一八七〇年代に展開された論争にある。梁川英俊「ラヴィルマルケトリューゼルーいわゆる『バルザズ・ブレイズ論争』について」(一)〜(八)『鹿児島大学法文学部紀要人文学科論集』五七〜七〇号 二〇〇三〜二〇〇九
- (5) Jacques CHEYRONNAUD, *Mémoires en recueils: Jalons pour une histoire des collectes musicales en terrain français*, Montpellier: Office Départemental d'Action Culturelle, 1986. Conrad LAFORTE, *La chanson de tradition orale: Une découverte des écrivains du XIX^e siècle (en France et au Québec)*, Montréal: Triptyque, 1995. 彼らに先駆けてマメ

- リカの音楽学者ジェーン・ファルシャーが、民謡に関する一八三〇～五〇年代の言説を整理した論文で、フォルトゥール調査に言及している。Jane FULCHER, « The Popular Chanson of the Second Empire : 'Music of the Peasants' in France », *Acta Musicologica*, 52, 1980, pp. 27-37. 我が国では唯一、井上やぐさ『バリ万博音楽案内』（一九九八 音楽之友社）が同論文に依拠してこの調査を紹介している。
- (6) Paul BÉNICHOU, *Nerval et la chanson folklorique*. José Corti, 1970, p. 171.
- (7) *Bulletin*, t. 1, pp. 25-26.
- (8) *Bulletin*, t. 1, pp. 99-100.
- (9) *Bulletin*, t. 1, pp. 182-183.
- (10) Archives Nationales de France (フランス国立古文書館) F17/3245, « Poésies contemporaines envoyées par leurs auteurs ».
- (11) *Bulletin*, t. 1, p. 24.
- (12) Jean-Jacques AMPÈRE, *Poésies populaires de la France : Instructions du Comité de la langue, de l'histoire et des arts de la France* (以下 *Instructions* と略記), in *Bulletin*, t. 1, pp. 217-279.
- (13) *Instructions*, pp. 218-219, 225.
- (14) ナタリー・ゼーモン・デーヴィス『愚者の王国 異端の都市 近代初期フランスの民衆文化』第八章「諺と迷信」成瀬駒男・宮下志朗・高橋由美子訳 一九八七 平凡社
- (15) *Instructions*, pp. 240-241.
- (16) マックス・リュティ『増補ヨーロッパの昔話―その形式と本質』小澤俊夫訳 一九七六(原著一九四七) 岩崎美術社
- (17) François GUIZOT, « Seconde lettre du Ministre de l'instruction publique aux correspondants historiques de son ministère », le 15 mai 1835, in *Collection des documents inédits sur l'histoire de France*, vol. 1, Imprimerie royale, 1835, pp. 67-81 (esp. 77-81).
- (18) Hippolyte FORTOUL, « Rapport au Prince Président de la République française », s.d., in *Bulletin*, t. 1, pp. 21-22. 民衆の文学を通じて文学の革新を図るという、フォルトゥールがここで述べている考えと同様の動機で、シオルジュ・サンドやネルヴァルといった作家達も民謡や昔話を収集していることは注目に値する。十九世紀中葉のフランスにおける文学の革新と民衆の口承との関係については改めて考察したい。サント『フランス田園伝説集』篠田知和基訳 一九八八(初出一八五八) 岩波書店。ネルヴァル「ヴァロワの民謡と伝説」(『火の娘たち』の内「シルヴィーヴァロワの思い出」の章の一節)『ネルヴァル全集V土地の精霊』中村真一郎・入沢康夫監修、田村毅・丸山義編訳 一九九七(初出一八四二) 筑摩書房所収
- (19) *Bulletin*, t. 1, pp. 49, 322-325, 339, 348. (しみず・ゆみこ) フランス社会科学高等研究院博士課程)